

「平成 20 年度 第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会」

【開催日時】 開催日時 平成 20 年 6 月 26 日

【場 所】 高知県保健衛生総合庁舎 5 階 東大会議室

【委員または出席者氏名】

西岡 雅行、廣末 純子、三谷 英子、矢野 博子、中澤 須美、井上 正臣、林 周助、三谷ふきえ、佐野 一彦、津野 永輔、濱中 数子、上岡 英和、田中 幸彦、森下 広和、田村 博彦、山根 洋右、川村美笑子、針谷 順子（以上、委員）
畠中 伸介、片岡 隆策、大原 充雄、秋山 清志、西岡 幸生、二宮 一寿、門田 太志、杉本 久典、林 奈歩、市原 和美、谷本 忠司、日浦 千尋、下村 恭、山中 孝司、近藤 雅宏、宮澤 英将、中山 富江、西岡 毅、小松 美智、矢野 祐一、岩井 延雄、山村 展子、別役 由香、藤川洋一郎、菅田 繁夫（以上、参加者）

（敬称略）

（事務局）

平成 20 年度 第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会を開催します。私は事務局の進行役、食品・衛生課の岩井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、お手元にいくつか資料がございますが、「平成 20 年度第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会」という資料がございます。それを開けていただきますと次第がございますので、その次第に沿って進めさせていただきたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひをいたします。それで、部長に挨拶をいただく前に、若干、3 点ほど報告をさせていただきたいと思ひます。その前に県庁、クールビズでやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず一点目が、この審議会でございますが、ご存知のように、平成 18 年 7 月に発足しております。高知県食の安全・安心条例の中で委員の任期が 2 年ということになっております。今回、新しい委員さんになっておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。委員の方々につきましては、前回から引き続きお願ひをしております委員の方が 10 名、新しい方が 10 名、計 20 名となっております。

二点目でございますが、会議の成立ということで、高知県食の安全・安心推進条例の規定により出席者が、委員の過半数というところがございます。本日は 20 名の委員の中で新しい委員の池地さんと中村さん、2 名が欠席でございます。18 名の方に出席をいただいておりますので、会議が成立をしますことをまず、ご報告をいたします。なお、この会議は公開というふうになっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、三点目でございますが、事務局等の出席というところでございます。日ごろから大変お世話になっております、中国四国農政局高知農政事務所消費・安全部消費生活課、菅田課長さんに出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

次に、県の関係課でございますが、13 課と高知市の保健所が出席をしております。よろ

しくお願いいたします。以上で報告を終わります。それでは、早速でございますが、開会にあたりまして健康福祉部梶中部長にご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

(梶中健康福祉部長)

健康福祉部長の梶中です。どうぞよろしくお願ひいたします。開会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しいなか、平成20年度の第1回の高知県食の安全・安心推進審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろは、県が食の安全・安心に関する施策、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思ひます。また、先ほど司会からもありましたように、この審議会、発足して2年ということで委員の任期の交代、新しく10名の委員さんになっていただきました。新しい委員さんを含めまして委員の皆さまには審議を快くお受けいただきまして本当にありがとうございます。どうかこれからの任期の2年、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、食品の安全・安心の話題というのは、この会があるたび、食品の偽装問題とか、健康に引かかるような問題がマスコミに連日報道されているという時期に、何か奇しくも開くのか、そういうことが多すぎるのか、ちょっと私、健康福祉部の行政の中で非常に不安を持ちながらやっております。県でも国や市、警察の連携で農政事務所が中心となりまして、高知県食品表示監視協会というのが4月に発足しまして、不当表示に関する情報が寄せられた場合に、関係機関が情報を共有するといったかたちで一括な取組などに努めておるところですが、食の安全というのはこの審議会のように、消費者、生産者、事業者、さまざまな方が関わって委員をして、やっていくしかないのではないかと思っています。

行政だけの監視というのは、これから日々の行政で取り組んでいくこともお話ししていただきましたけど、これではなかなか限界もございますし、やはり一番は生活されている住民の方々の、ある意味、注視ということが全てにうまくいくんではないかとも思っております。

そういった道しるべを示すのが行政でもあるかもしれませんが、そういったかたちで、この審議会でも食の安全、県民生活に関わりの深い食の安全・安心というところを十分にご審議いただきまして、また県行政、市町村含めまして、取り組むべき方向を示していただければというふうに思っております。どうかよろしく審議をお願ひしたいと思ひます。

本日は関係各課によりまして19年度の取組、そして20年度、今年度どうということを計画しているのかを中心にお話ししたいと思いますので、どうかよろしくご審議をお願ひいたします。簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、今日の会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、先ほど、若干、お話をさせていただきました、「平成20年度第1回高知県食の安全・安心推進審議会」と次第、委員さんの名簿、担当課の行政名簿が載っております資料がございますでしょうか。

次に、資料1のA3の広い紙なんですが、「食の安全・安心推進計画取組一覧」というものでございます。次に右肩に書いておりますが、資料2-1<最新版>計画と進捗状況、20年度各課の取組というものでございます。次に、資料2-2<最新版>担当課別という四点の資料でございますが、ございますでしょうか。

あと、後ろの方で担当別役が計画を上げておりますが、計画をお持ちでしょうか。もしなければ、お声を上げていただければ事務局の方から補充をさせていただきたいと思いません。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それから、この審議会二期目ということになりますので、新しい委員の方々にお願いしておるわけですが、ここで簡単に西岡委員さんから自己紹介をお願いをしたいと思います。簡単によろしくお願いいたします。

(西岡委員)

皆さん、こんにちは。高知県生協連で専務理事をしております、西岡といいます。先ほど来、ご挨拶にもありましたが、生協自体がですね、2007年度は大変皆さま方にご迷惑をおかけしました。高知県では、幸いなことに餃子について取扱いはありませんでしたが、生協ということで大変多くの方からご批判やご指導をいただきました。今後またよろしくお願ひします。

(廣末委員)

高知県の婦人会から来ております。前回からの委員です。よろしくお願ひします。

(三谷委員)

こんにちは。RKC調理師学校の校長の三谷英子と申します。よろしくお願ひいたします。

(矢野委員)

高知県食生活改善推進協議会の矢野でございます。よろしくお願ひいたします。

(中澤委員)

瀬戸消費者グループの中澤といいます。いろいろ食に関しては今、あちこちで騒がれておりますので、今日、お招きいただきまして、勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(井上委員)

私は、消費者の立場ということで、公募でこの席に参加する井上です。よろしくお願いいたします。

(林委員)

私も公募させていただきまして、今回から委員を務めさせていただきます、林と申します。よろしくお願いいたします。

(三谷委員)

同じく、消費者の立場で、公募で選んでいただきました三谷ふきえと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐野委員)

こんにちは。J A高知はたの営農販売部でお世話になっております、佐野といいます。よろしくお願いいたします。自分は生産の現場からということで、前回に引き続きよろしくお願いたします。

(津野委員)

皆さんこんにちは。新しく委員になりました、高知県青年農業士の津野永輔といいます。よろしくお願いいたします。

(濱中委員)

前回から引き継ぎました、高知県の漁協女性部です。そのの連合協議会の会長をしております。お魚に関してでしたら、いろんなことを聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(上岡委員)

食品関係の事業所で組織しております、社団法人高知県食品衛生協会専務理事の上岡でございます。よろしくお願いいたします。

(田中委員)

タナカショクの田中です。よろしくお願いいたします。

(森下委員)

高知県菓子工業組合の森下でございます。去年、お騒がせしまして大変申し訳なく思っております。ただ、高知県の方は何も出していないもので、よろしく。

(田村委員)

サンプラザというスーパーマーケットです。田村です。今うちの会社へ入って30年になります。ちょっと困っていることがありますね、値上げやいうて、油は上がる、小麦粉は上がる。多少、売価についても反映させてますけども、これでまだ上がるからどうしようかというふうに心配をしています。

昨日も電話がありまして、「田村さん、油、10%上げるぜよ」と。「まいったなあ」というのが本音のところですよ。よろしく。

(山根委員)

高知女子大学の山根と申します。よろしく申し上げます。

(川村委員)

同じ高知女子大学の川村と申します。よろしくお願ひいたします。

(針谷委員)

皆さん、こんにちは。高知大学の教育学部の食物を担当しております針谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございました。本日、新しい委員さんの下での審議会です。よろしくお願ひいたします。それでは、次第の3でございます。会長、副会長の選出ということに移りたいと思います。委員の方々が新しくなりましたので、条例第29条第1項に基づきまして、会長、副会長の選出を行いたいと思います。

条例では、委員の互選によって決めるということになっておりますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。ご意見等いただきたいと思ひます。

(田村委員)

推薦を。

(事務局)

はい。

(田村委員)

会長をですね、山根先生、副会長をですね、針谷先生ということではいかげんでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。ただ今、田村委員さんより、意見を頂戴いたしました。会長に山根委員さん、副会長さんに針谷委員さんということでございますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

素晴らしい拍手をいただきました。山根委員さん、針谷委員さん、お願いをいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。是非、よろしく願いいたします。それでは会長に山根委員さん、副会長に針谷委員さんということで決定をさせていただきます。

ただ今より、会長さん、副会長さん決まりましたので議事に移っていきたいと思います。議事の進行につきましては条例の規定によりまして、山根会長さんをお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。まことに申し訳ございませんが、前に会長さんと副会長さんの席をつくっておりますので、移動をよろしく願いをいたします。それでは、会長さん、よろしく願いをいたします。

(山根会長)

ただ今、大変重要な役割を引き受けました。今日は委員の皆さま方はじめ、事務局の方々、あるいは関係部局の皆さま方には、お忙しいところ本当にご出席いただき感謝しています。本会議が実りある論議になりますように努めていきたくと思いますので、よろしくご協力、ご指導のほど、お願い申し上げます。

私の問題意識としましては現在、人類の大変危機的な課題が累積しておりまして、一つはもちろん食品、食料の問題でございます。それから、二番目は石油をはじめとする、エネルギー資源の枯渇の問題、そして三番目には温暖化をはじめとする環境問題、地球が危ないという問題でございます。

そしてさらに、近年、人間性の崩壊といえますか、野獣化と申しますか、人間の品位、日本の社会の品位が音を立てて崩れていくような、人間阻害というか、この連鎖を追っていきますと、終局的には今日ご審議いただきますような食品、そして命の問題に匹敵するように思っております。

そういう意味で、知事さんも、健康長寿、日本一高知を掲げておいでになりますので、その下支えとして本会議が実りあるあるように、政策提言も一歩でも前に進めていただくようご協力いただけたらと願っています。ありがとうございます。

(針谷副会長)

力およびませんけれども、どうぞよろしく願いいたします。

(山根会長)

副会長の針谷先生とは、男女共同参画ということで、一緒にパートナーシップで務めさせていただきますと思っております。あるいは、最後に本会議の実りある論議を集約していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、審議会運営規定第3条第2項に基づき、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。RKC調理師学校の三谷委員さん、社団法人高知県食品衛生協会の上岡委員さんのお二人に、お願いをいたしたいと思います。ご承諾いただけますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、議事を進行させていきたいと思えます。まず、お手元の資料と開わりまして、高知県食の安全推進計画の進捗状況及び20年度各課の事業計画についての二つについて、関連がございますので併せて説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(食品・衛生課)

資料に基づきまして食品を担当いたします。私、食品・衛生課長の矢野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、資料1のA3の資料でございますが、A3の資料を見ていただきたいと思えます。このA3の資料につきましては、このブルーの推進計画の6ページ、7ページに推進計画の体系というのがございます。この体系図に基づきまして、平成20年度、関係各課がどの分野で関わっておるかということを示しております。取組の欄の右端にはですね、推進目標の項目をずらっと挙げておるわけです。その取組目標につきましては、どの課が関係しておるかということところが、この○の付いておる所の課が、それぞれ取組目標に向けて施策を待っておるということでございます。これは裏表になっておりますので、ご参考に見ていただきたいというふうに思えます。

それから次に、資料の2-1でございますが、この2-1につきましては、同じくこのブルーの推進計画の8ページ以降に、各項目ごとに推進目標という項目を掲げております。その項目ごとに取りまとめをしたのが、この資料の2-1でございます。それから次に、資料の2-2でございますが、これは先ほどの2-1と同じ内容になっておりますが、それぞれの担当課別にまとめたものがこの資料2-2になっております。本日は、この資料の2-2を使いまして関係各課よりご説明をさせていただきますというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、資料2-2を1ページめくっていただきますと目次がございます。食品・衛生課や高知市保健所をはじめとする全部で9課が今日、説明をするということになっております。それぞれの関係各課については右のページの所からということになっておりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それではまず始めに、食品・衛生課と高知市保健所分の説明を私の方からさせていただきます。まず、(1)の「食の安全・安心のための基盤づくり」という所で、「危機管理体制の整備」というのがございます。そこに計画8Pと書いてありますけども、これは青い計画の冊子の8ページという意味でございますので、以下、計画何Pというふうに書いてある所はブルーの計画でのページ数をご覧いただければいいかというふうに思えます。

その中で、この危機管理体制の整備につきましては、昨年度、ノロウイルスによる食中毒や社会福祉施設における感染症の発生が多発しております。高知県だけでなく、全国的に多発したわけですが、そこで昨年8月に、これは衛生研究所を中心としまして、高知県ノロウイルス対応マニュアルを作成しております。このマニュアルにつきましては、各種講習会ですとか各施設からの相談等がございましたら、これを活用して指導、助言をしてみたいところがございます。

また、今年度以降につきましても、新たな課題とか社会情勢の変化などございましたら、国や他県の状況を情報収集などに努めまして、管理体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次の「調査研究の推進」で「有害物質のモニタリング調査」でございますが、これは県内で流通しております食品ですとか食器類、そういったものの残留農薬ですとか抗菌性物質、重金属、鉛とか水銀とか、そういったものなどの検査を行っております。昨年度は、388検体実施をしております。件数につきましては、その下に書いてあります19年度実績をご覧くださいと思います。県と市のそれぞれの検体数を書いております。

今年度につきましても、同様の検査は続けてまいりますし、検体数としては383検体を予定をしております。また今年のように、中国産の冷凍餃子なんかの事件が発生をしますと、状況に応じまして、そういった徳島の冷凍の餃子を検査などもしましたけども、そういったことで検査品目、検体数を見直すということで予定をしております。

次に、食品衛生に関する研修会の開催でございますが、これは多様化する食品の中で、やはり行政が適切に対応するためには、食品衛生監視への資質向上というものが欠かせませんので、そういった資質向上を目的に最新の知識ですとか品質、そういったものの習得を行うための研修でございます。昨年は3回開催しておりますし、今年度も3回研修会を開催するという予定になっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。(2)の「食の安全、安心対策の推進」の中で、生産から販売に至る監視、指導と、それから検査体制の整備につきましては、アといたしまして、食品営業者及び製造施設等に対する監視指導ということでございますが、これは食品衛生監視指導計画というのがございます。これは、食品衛生法の中で各自治体が毎年度、計画を立てるように規定をされております。

昨年度は、高知県と高知市が係わって約1万件の施設に対する監視指導計画になっておりましたが、計画通り実施をしております。この計画の中では、やはり食中毒を発生させるリスクの高い施設、こういったものについては、重点的な立入をするということで、ランク別にAランクから順次立入回数を決めております。Aランクにつきましては、年に2回は立入調査をする、Bランクについては、年に1回は立入するというふうな格好でランク別に作っております。

また、今年度につきましては、9月19日から26日にかけて、ここに書いてありますように日本スポーツマスターズというものが、高知市を中心に約8千名の参加で開催さ

れることとなっております。このことから、いわゆる旅館ですとかお弁当類、仕出し店、こういったものに対する監視指導を強化してまいるといふふうに計画をしております。

次に、イの食品業者等の自主管理体制の推進ということでございますが、食品衛生に関する講習会の開催につきましては、昨年度 233 回開催しております。参加人数が延べ 9 千名ぐらいということでございます。この講習会につきましても、今年度も引き続き開催をして、自主管理推進ですとか、最新の情報を提供していくということにしております。

次に、食品衛生指導員による巡回指導でございますが、これは社団法人高知県食品衛生協会の中に、各地区に県協会長から委嘱された指導員さんという方たちがいっぱいおります。この指導員さんたちは、業者の中から選ばれた方たちで、食品衛生の知識を持って、各地区の食品衛生の向上のために、食品の取扱いですとか食中毒防止のために活動をされております。昨年度は、延べ 41,646 件の施設を回っていただきました。今年度は、45,000 件をめどに回っていただくというふうになっております。

次に、3 ページのウの食中毒予防でございますが、これは、食品衛生監視指導計画につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。広報媒体やホームページ等による普及啓発でございますが、これは「さん SUN 高知」ですとか食品衛生協会の「食協だより」ですとか、それから「保健所だより」、こういったものを活用しまして、食中毒予防の普及啓発を行っております。また、県のホームページ、あるいは高知市保健所のホームページなんかで掲載をいたしまして食中毒を防ごうという啓発をしております。

それから、食品業者を対象としました食品衛生講習会ですが、これも先ほど説明しましたので省略をいたします。消費者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催ということで、昨年度は 82 回実施をしております。県、市を合わせまして約 1,200 名程度の消費者の方に講習を実施しております。やはり、消費者に食品衛生の正しい知識ですとか、食品の選び方ですとか、食品の正しい取扱いなど、こういったものはやはり食中毒の予防ですとか安全確保の上でも重要になってくるというふうに考えておりますので、今後とも、こういった消費者に対する普及啓発ということは、力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

次に、食中毒の発生件数でございますが、表にございますように昨年は 6 件ということでございましたが、今年は既に 10 件ということで、既に 5 月末時点で昨年の発生件数を既にオーバーしております。この 10 件中 7 件が、ノロウイルスが原因ということで、やはりノロウイルス対策、そこに重点を置いた監視指導が今後重要だというふうに考えております。講習会ですとか、そういったことにおいても、今後、ノロウイルス対策というものについては十分に業者指導ですとか、業者の方にも予防方法なんかを啓発していただくというふうに考えております。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思います。③「食品等に検査及び検査体制の充実」の中で、イの「流通食品の検査」でございますが、これは保健所の方で収去ですとかいうことで検査をしておるものと、先ほどの危害の所でお話をしました検査も含まれてお

ります。昨年度は、高知市の方は100%でしたけれども、県の方では85%ということで、目標数には15%足りなかったという状況でございます。これの原因としましては、やはり、計画と検体を集める日というのが若干ずれてしましまして、例えば、フグの検査なんかしておりますけれども、計画の時期にフグがとれなかったとか、例えば天候の関係で漁はなかったとか、いろんなことがございます。今年は、そういったものにつきましては、ある程度情報も収集しながら、こういった事業も進めていきたいというふうに考えております。

それから次に、と畜場に搬入される牛に対して定めるBSE検査率ということでございますが、これは、県内に2カ所処分検査場がございます。大体毎年、両方で牛が約5,000頭処理されておりますけれども、これの高知県内で処理される牛につきましては、全頭BSE検査を実施しております。BSE特別措置法では、20ヶ月齢以下の牛については、検査をする必要がないというふうに規定はされておりますけれども、高知県におきましては、やはり食の安全・安心確保の観点から、20ヶ月齢以下につきましても自主検査を継続していくということで考えております。ここには、国庫補助打ち切りということが書かれておりますけれども、この7月末をもって国からの自主検査にかかる分の国庫補助は打ち切られます。しかしながら、高知県では、20ヶ月齢以下の自主検査についても実施をしていくということでございます。

次に、2)の「適正な表示の確保」でございますが、一番上の食品衛生監視指導計画の監視指導達成率ということにつきましては、先に説明をさせていただきましたので、省略いたします。関係機関による合同の食品表示監視指導ということでございますが、昨年度高知市の方で2回実施をしております。今年度中には、8回ということで計画をしておりますが、内訳としまして高知市保健所で3回、県の保健所で5回というふうに計画をしております。これはJAS法所管の課と食品衛生法所管の課、両方が合同で各店舗を回って表示の監視、指導を行うということで計画をしております。

次に、5ページの方をご覧いただきたいと思っております。②の「食品の表示に関する普及啓発」ということで、これも営業所ですとか、消費者ですとか、いろんな方に講習会を実施しておりますけれども、昨年度307回講習会を実施しております。今年度につきましては、310回ということで計画をしております。この講習会につきましても、食品の取扱いだけでなく、その表示関係についても併せてお話しをさせていただくというふうに計画をしております。

次に、3)の「認証制度の推進」という所でございますが、この中では高知県食品衛生管理認証制度というのがございます。ここに書いてありますように、平成19年度で5施設を認証しておりますけれども、平成20年度、今年度につきましてはさらに増やしまして、8施設を目標にしております。この認証施設につきましては今現在、実は、高知市内には業者さんはございません。ですから、今年度は、製造業者も多いことから高知市内において高知市保健所の協力も得られておりますので、高知市内業者に対しても認証を取っていただくという方向で進めていきたいというふうに考えております。

また、今現在、認証基準というのがここに書いてある7業種。魚肉ねり製品製造業以下、7業種しかございませんので、今後、もっと他の施設にも対象を広げるという意味でも、旅館ですとか豆腐製造業ですとか、それからお弁当、こういった新たな認証基準を作っていくって認証対象商品拡大にも努めていこうというふうに考えております。

次に、4)の「県民からの相談等による立入調査」でございますが、保健所の方にはいろんな相談が寄せられています。昨年度、保健所に寄せられました相談件数は、539件ということで、この18年度と比較していただければ約120件増えております。やはり、この増加した原因につきましては、昨年は産地偽装ですとか、ミートホープの問題もございまして、賞味の期限の改ざんとかいろんな事件がございました。その関係で、やはり消費者の食品の表示に関する関心というものが高まっておりますし、一方で、食品の業者さんが自分の所で行っている表示はこれでいいのかという確認の意味での保健所に相談というのが、増えてきておるといふことでございます。

保健所の方に寄せられる相談事例の一番多いのが、やはり表示に関すること。これが大体、26%ぐらいございます。次に多いのが、有症状苦情と言いまして、どこそこのお惣菜を食べてお腹をこわしたというふうな相談、そういった有症状苦情が大体17%ぐらいで、次に多いのが異物混入ということで、お惣菜にごみが入っておったとか、プラスチックが入っておったとか、そういった異物混入というものが、大体12%ぐらいということで、この三つが保健所に寄せられる相談のベスト3ということになっております。保健所に寄せられました相談、相談者にすぐに回答できるものはすぐ回答しておりますけれども、やはり有症状苦情のように、ある程度調査をして、時間を要するというのも、そういったものにつきましては、その旨を説明をして、後日回答をするということで対応をしております。

次に、6ページ目をお開きいただきたいと思っております。(4)「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」ということで、これはいわゆる我々行政と食品関連事業者と消費者、そういった方々の間で情報の共有、それから意見交換ということでございますけれども、昨年は8月…8月というのは、全国一斉食品衛生月間ということで、全国で食品衛生協会と一緒に巡回指導ですとか、あるいは消費者との意見交換会というものを開催しております。今年は、昨年と同様に、食品衛生月間中で、消費者との意見交換会をまた計画をしております。それに加えて、下に書いてありますように、内閣府の協力を得まして、高知市内で、リスクコミュニケーションということで開催する計画をしております。大体、11月ごろを予定をしております。

次に、「関係機関や関係団体等の連携及び協働」につきましてでございますが、平成19年度につきましては、表示指導、こういった表示関係につきましては、必要に応じて、ご協力いただいておりますけれども、高知農政事務所と連絡を取り合いながら進めていったところです。また今年、中国産冷凍餃子事件の時は、食品衛生協会の方で、営業者に注意勧告のチラシの配布を緊急に対応させていただきました。すぐに指導員さんを通じて県内に約5,000枚位のチラシを配っていただき、すぐに対応していただいたということで、関係

団体とは連携を図っていっておるということでございます。それからまた、この4月には、「高知県食品表示監視協議会」というのが発足をしております。これは、食品表示に関する処分等の必要な対応を、迅速に、また円滑に行えるように設置されたものでございます。構成メンバーにつきましては、この下の方に書いてありますとおり、高知農政事務所ですとか、県警本部ですとか、そういったことをはじめとしまして、高知市、あるいは消費者から直接相談を受ける消費生活センターですとか、そういったところが構成メンバーということで、発足をしております。

以上で、食品・衛生課と高知市保健所の説明を終わらせていただきます。続きまして、健康づくり課の方より説明をいたします。

(健康づくり課)

健康づくり課でございます。危機管理体制の整備の所は食品・衛生課の法でお話していただきましたので省略させていただきます。

次の、「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」の、「食育の推進」の所ですけども、これにつきまして、計画的に平成23年度の目標です。次回の県民栄養調査が平成23年になりますので、目標に向けて頑張っていきたいと思っております。19年度実績と20年度の計画でございますけれども、地域で食育を進めるために、「地域食育推進事業」というのを高知県食生活改善推進協議会の方に委託して実施させていただいております。また今、「食事バランスガイド」というものの普及啓発を重点課題として、とらえております。

19年度につきましては、外部の委託も含めまして、延べ55回、3,345名につきまして、「食事バランスガイド」を含めた普及啓発を行いました。20年度につきましても、引き続き県内の30地区以上で実施する予定をしております。それと、20年度につきましては、「食事バランスガイド」、少し分かりにくいということで、もう少し分かりやすいものを高知県版のバランスガイドというものを作成して、特に働き盛りの男性に分かりやすいものにしようと考えております。そういうものを通じて、食育の推進を図っていきたいと思っております。

それから、毎月19日を食育の日と決めてまして、ここをしっかりと今年はPRしていこうということで、先日、のぼり、旗を作りました。この19日には、県庁の方の正面にも旗を立てて、普及啓発をしたわけです。今後、各福祉事務所等でも、毎月19日前後に旗を持って地域に出て行って普及啓発をやっていきたいと、特にこの食育の日、高知県の場合は「家族そろっていただきます」というキャッチフレーズをいただいておりますので各福祉保健所のほうでがんばっていきたいと思っております。

(県民生活・男女共同参画課)

県民生活・男女共同参画課の大原です。8ページをご覧ください。私の課は、食の安全・安心の関係では、景品表示法を所管しております、その関わりになってきます。例えば、実際のものより著しく優良だというような表示はしてはならないことになっております。8

ページでございますが、「関係法令に基づく食品表示の監視指導」ということでございますが、19年度の実績と20年度の取組という所がございますけれども、食品表示110番等から食品表示に関する情報提供があった場合には、関係機関との連携のもとに、迅速に事実確認を行うとともに、指導など、適正な措置を講ずるということでございます。

19年度にあった事例を二つぐらいご紹介いたしますと、牛肉の中で和牛というふうに表示をしておいた場合に、和牛というのは限定をされますので、和牛でない牛が入っておいたといった事例がございました。それから、魚肉のねり製品の中に土佐の素材を使っておるといふ表示があるにもかかわらず、実際には高知ではとれないタラを使っておったとか、そういう事例がございまして、指導していくという実績がございます。

その下の、「関係機関や関係団体等の連携及び協働」といったところでございますが、これは、個別案件ごとに、国をはじめ、関係機関との情報交換等を行い、密接な連携を図っていくと。先ほど、6ページでございましたか、食品衛生課の方から説明がありましたように、今年の4月に「高知県食品表示監視協議会」というものが、国とか、警察本部が含まれました県内の各機関でそういう協議会ができておりますので、そういうことで情報交換等となっておりますということでございます。簡単ですが、以上です。

(環境農業推進課)

農業振興部の方へ入ります。環境農業推進課の二宮です。9ページをご覧ください。環境農業推進課の取組といたしまして、「食の安全・安心のための基盤づくり」の中の安全・安心な農林水産物の生産・加工といった研究の課題です。これは、農業技術センター等で行っておる課題でございますが、平成19年度につきましては、農業技術センターにおいて、環境保全型農業の推進に関する試験研究を実施しております。特に、具体的に申しますと、シシトウとか、ピーマン、お茶などで、あまり化学農薬を使わない天敵、そういったものを利用した総合的な防病虫害の管理技術であるとか、そういった環境保全型の技術の開発というもの。それから、ポジティブ制度に伴いまして、農薬残留の調査研究とか、こういった6課題に取り組んでまいりました。

平成20年度につきましても、19年度の内容を継続するものと、それから、新たに高知県内で今後、生産が伸びていくだろうという有望品目をいくつか選んでおります。そういう中には、農薬が非常に少ないものがございます。例えば、花ニラとか、そういった農薬登録の少ないものについて、農薬の登録促進の研究なども進めていっておるところです。

続きまして、(2)の「食の安全・安心対策の推進」の部分です。「生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備」ということで、生産段階における安全・安心対策の確保、農薬の適正使用についての指導を行っていっておるところです。

農薬の適正使用につきましては、各農業振興センター等を通じまして、講習会等を通じて、生産者の皆さんに適正使用を推進してきておるところです。また、生産履歴でそうした農薬をどうしたかたちで使ったかという、生産履歴の記帳も併せて推進してきたわけで

す。しかし昨年、残念ながら、3 件の農薬取締法違反などによる出荷の自粛がございました。全て公表はされておりますが、ニラ、キュウリ、オオバ等でそういったことがございました。こういうことに関しましては、生産者に対しまして、出荷の自粛とか、個別指導を行ったり、また、出荷団体に対して農薬適正使用の徹底を図ったということです。

次に、先ほども申しましたが、生産履歴の記帳ですね、やはりきちんとしていただくということで、それを進めてきております。94%と、記帳履歴については向上しております。先ほどと若干だぶるわけですが、ミョウガとか、シシトウ、ピーマン、高知県では主力品目でも、全国的にはあまりメジャーな品目でないという、マイナーな品目でございます。こういったものもやはり、生産の安定のための重要病害虫の農薬登録の取れるデータ作成といったものも行っております。

それから、平成 20 年度におきましても、引き続き、こうした講習会を通じた農薬の適正使用の徹底とか、生産履歴の記帳向上に努めていきます。また、農薬取締法なんかの違反の事例があった場合は、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。また、マイナー作物に対する農薬登録のデータの作成も進めてまいりたいと考えております。

10 ページの方をご覧ください。次に、「環境保全型農業の推進」です。農業振興部では、この環境保全型のトップランナーを目指すということで、現在、取り組んでいております。平成 19 年度には、こういった意識啓発ということで、農業者の皆さんが農業生産を行う時に、環境への悪影響がないだろうかとか、農産物の安全性を確保するためにどんなことを注意したらいいとか、そういった 9 項目のチェックシート、点検シートを作りました。工程管理とかいう GAP とか…ギャップと言われているものなのですが、こういった「こうち環境安全・安心点検シートその 1」というものを作りまして、啓発活動を進めてきております。

また、高知県が全国で最も進んでます、天敵昆虫とか、防虫ネットを利用した農薬に耐えるだけではなくて、総合的に病害虫を防除していこうという、IPM 技術というのがございます。こういったもののマニュアルを作成して、県内の指導者に配布したり、天敵昆虫の普及を図ってまいります。平成 20 年度には、さらには農協の集出荷段階における品質管理とか、安全・安心対策をきちんとしていまいしょうということで、県版の GAP、ギャップのチェックシートを作っていこうということを考えております。また、こういった GAP の考え方ということ、あるいは IMP 技術の普及を図る目的で、映像マニュアルを作ることを予定しております。

続きまして、11 ページをご覧ください。「食品等の検査及び検査体制の充実」「生産出荷段階における農畜水産の検査」という所です。農業サイドでは、農産物の残留農薬検査について、県と農業団体が行っております。県が実施する部分については、県内の青果市場、あるいは直販所において出荷団体の県産の産物の残留農薬の検査を約 200 検体行っております。それから、農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と合わせて自主的な農産物残留検査を行っております。2,000 検体行います。こういった検査の中で、農薬取締法

の違反が認められた場合は、農薬の適正使用の指導となっております。平成 20 年度も同様、こういった取組を続けていくことにしております。

続きまして、12 ページをご覧ください。「認証制度の推進」です。農産物の認証制度、非常に農業者の認証制度、たくさんございます。県独自の認証制度から始まりまして、国の法律に基づく JAS 有機の認証制度とか、農林水産省のガイドラインに基づく特別栽培農産物の表示とか、非常に多様な認証制度があります。こういったものの内、県が認証するものについては県が行ってきたところですが、しかし、非常に消費者に分かりづらいとか、そういう意見もございますので、今後の認証のあり方について検討していく必要が出てきておるところです。平成 20 年には、こういった認証も、要件の見直しとか認証制度の方向性などを農業団体と協議をして、普及体制の強化を図っていきたいと考えております。必要な認定業務については、引き続き行っていく予定にしております。

(3) 番の「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」、安全で安心な県産品の PR を行っております。平成 19 年度については、四万十市と高知市で、「安全・安心フォーラム 2007」というものを開催させていただきました。また、高知市で「こうちこだわり農産物フェア」というものを開催して、消費者とか農業者にこういった環境保全型農業の内容とか、そういった技術を使って栽培できた農産物の PR とか、こういった取組を紹介してまいりました。本年も、まず、7 月 22、23 日に、四万十市と高知市で「安全・安心フォーラム 2008」を開催する計画を持っております。また、こだわり農産物フェアも昨年に引き続き高知県の消費者に環境保全型の農業を PR していきたいと考えております。以上です。

(園芸流通課)

続きまして、園芸流通課の方から説明させていただきます。園芸流通課の杉本です。よろしくお願いたします。資料の 13 ページをお開き下さい。園芸流通課の方では、推進計画の中では、JAS 法に基づきます、食品表示の適正化の推進、あるいは県産園芸農産物ですね、先ほど、環境農業推進課さんの方から説明がありました、安全・安心あるいは環境に配慮して生産した農産物をいかに売っていくか、流通販売の部分の支援といえますか、PR に関する部分を担当しております。表示につきましては、品目によりまして、畜産物とその加工品は畜産振興課さんの方で、水産物とその加工品は水産振興課担当、農産物とその加工品は園芸流通課といったように、問い合わせの窓口を分担をして担当しております。

13 ページの資料をご覧ください。これにつきましては、食品衛生課さん等から既に説明があった部分とだぶる部分もありますけれど、また改めて資料の説明をさせていただきたいというふうに思います。「適正な表示の確保」のための取組ということで、関係機関による合同の食品表示の監視指導ということをあげております。これにつきましては、表示の実態把握でありますとか、啓発、指導、モニタリング調査を実施しております。資料の方にありますように、19 年度は 41 件実施いたしまして、18 年度の結果等をふまえて、現在、表示については取り組みを十分取り入れていない、いわゆる直販所ですね、そういう

所について改善指導状況等の確認しております。調査につきましても、これまでは園芸流通課の単独の調査ということがほとんどでしたけれど、今年度からは、必要に応じて関係各課と合同調査を実施していくということとしております。

いわゆる、食品衛生法を所管する食品衛生課さんとの合同監視というのも一つというふうに考えております。先ほどから、たびたびお話が出ております「高知県食品表示監視協議会」、これは4月23日に設置されておりますけれども、こういう組織活動と一体のなかで取り組んでいきたいというふうに思っております。先ほどお話しをしましたように、直販所につきましては、引き続き対応をしていく予定をしておりますし、最近、増加しております量販店のインショップに出ておられる直販コーナーですね、農家さん。こういうものについても、調査の計画をしております。

次に、14ページをお開き下さい。ここで、関係機関による合同の食品表示研修会につきまして、これにつきましても先ほどからもお話がありましたように、食品衛生課さんと合同で開催しております。19年度はミートホープ社の偽装事件等を受けまして、JAS法・食品衛生法・健康増進法、そういう基本的な内容について、再度、製造業や販売業の方々を対象に開催をしております。この関係の最近の動きとしましては、皆さんご承知のように、中国産冷凍ギョウザの影響がありまして、加工食品の原料、原産地について消費者の方々が非常に強い関心を持たれているということから、食品事業所の自主的な原産地表示を推奨する旨の通知が国から出されております。また、4月からは加工食品における業者間取引における表示、これが義務付けられたというようなことが最近の動きとして挙げられるというふうに思います。こういうことをふまえながら、今年度も関係機関と連携して、食品表示制度の説明会というのを開催していくという計画にしております。

14ページの下段、「食品表示ウォッチャー」につきましては、毎年度、消費者グループの中から推薦をいただいた方を食品表示ウォッチャーということで委嘱をしまして、日常のお買い物といたしますか、そういう中で食品表示が適正にされているか、こういうもののモニタリングのお願いをしております、その結果を定期的にご報告いただくということになってます。実は今日の委員さんの中にウォッチャーさんをお願いしている方がおられると思います。そういうご報告を基に、表示の改善が必要な場合につきましては、啓発指導ということを行うということにしております。今年度も20名の方に活動をしていただいております。

15ページをご覧ください。「食品の表示に関する普及啓発」ということで挙げております。これにつきましては、19年度は地産地消課さんが主催をされる、先ほどからお話ししております直販所の運営管理者研修、こういう所があれば、講師の派遣等がありましたら、随時、表示についての説明を行うということで対応をしております。特に最近は、関心が非常に高まっておりますので、研修会、説明会をよく開催をします。その後、問い合わせやご相談をたくさんいただくということで、こちらとしてもやりがいがあるというふうな、認識が高まってきているというふうな感じのところでもあります。今年度につきましても

も、関係機関と協力しながら、積極的に普及啓発に取り組んでいかないかんというふうに考えております。

特に、消費者の皆さんに対しても、食品表示に対する理解を深めていただきたいということで、情報発信に努めていこうというふうに感じております。また、直接、研修会、説明会ということではありませんけれど、同業者、特に製造業者の方から、取り扱っている商品の表示ですね、JAS 法等に基づく消費について、これはこんな表示でえいがやろうかと。そういうことの問い合わせがたくさん入ります。僕も気が付かなかったんですけど、非常にびっくりしております。19年度は280件の問い合わせがあつて、全てペーパーにしてお返事をしているということで、現在も既に80件ほどの問い合わせがあつておりますので、いろんな先ほど来からお話しが出ております、問題がたくさんありますので、業者さんの方も非常に神経質になってるということだと思います。

次に、15 ページの下段、県民の皆さんからの相談等による立入指導ということにつきまして、園芸流通課、消費者の皆さん、それから国などから食品表示の疑義に関する情報を得られることがあります。お話が出ました表示110番等もそれに含ますけれど、内容に応じて、関係機関と連携をしながら事実確認を行って、必要な場合は指導等を行うということで対応をしてきております。監視協議会も置かれましたので、一層、迅速で的確な対応ができるんじゃないかというふうに考えております。実績等は、また資料を見て頂きたいというふうに思います。

最後に、16 ページを見ていただきたいと思います。これは、表示と一つの柱ということでお話をしましたけれど、安全で安心な県産品の PR ということです。16 ページ、この資料のとおりなんですけれど、具体的には園芸高知販売促進事業実行委員会というものでありまして、ここで行う事業があります。実は、中身が県産品の PR の CM を関西、あるいは関東の方で放送をしたり、今日ちょっと、持ってきてますけれど、今年は佐藤弘道お兄さん、「高知やさい体操」というのがありまして、そういうようなことで、高知県の野菜を宣伝していきましようというふうなことに取り組んでいます。ただ、資料の方にも出ておりますけれど、先ほども、環境農業推進課さんの方で説明があつた、環境に優しくて、しかも安全・安心だというような生産に取り組んでおりますので、その部分で PR をしていきたいということで、PR 事業を行っておるということです。

また、出前事業というのがありまして、県内の生産者、あるいは県の指導者が、東京とか大阪の大小の小学校に出向きまして、先ほど言いました、高知県での農業、園芸を中心とした取り組みの紹介をする出前事業というのをやります。これも実績、資料の方にも出ておりますけれども、19年は18団体1,596名、主に小学生に対して実施をしておりまして、これも引き続き実施しようということで、今、進んでいるところです。以上です。

(地産地消課)

続きまして、地産地消課の方から説明させていただきます。地産地消課の市原と申しま

す。よろしくお願いたします。地産地消課の役割、推進につきましてはですね、食の安全・安心に対する関心が高まっておりますなか、県民の方々に安全な食品を選んでいただき、食する力を身につけられますように、食育を通じて、知識や理解を深めていただき、農林水産業に対する理解も高めていただく。地域食材の活用や、食文化の伝承など、県民生活の質の向上や地域の活性化につながるように、食育や地産地消の推進に取り組んでいるところです。

17 ページの方にあります、3)の「認証制度の推進」、一点目ですが、これにつきましては、県産加工食品とあって、地域の原材料のよさを生かして作られた特産品につきましては、各都道府県共通の認証マーク、E マークとありますが、これを付けることで地域特産品の認証事業を実施しております。優れた品質、正確な表示、地域の環境と調和を満たす加工品の認証基準の策定と商品認証に取り組んできております。19年度の実績としましては、認証品目が5品目ですが、認証点数が18年度よりも1点減少しております。これは、原材料の確保が困難となって、豆腐ですが、1点製造を中止しております。

20年度につきましては、E マークの方が制度の認知度というのが低くて、地域食材を活用した加工食材の情報提供なんかをうちとしては進めていくとともに、認証制度の拡充と食品製造業者の方々への周知を図っていきたいと思っております。

次に、二点目ですけれども、(3)の「安全・安全の食品の生産及び供給の支援」ですが、1)の「食育の推進」につきましては、毎月第3金曜、土曜、日曜に地産地消の日を設けておりますが、この定着に向けて、県民運動を展開しながら、食育推進員の育成や食文化の伝承、農林漁業体験の学習、産地の見学など、生産と消費の体験や交流を通じまして、相互理解の促進を図って食育を推進しているところです。農林漁業体験の学習取組割合なんですが、19年度は、ちょっと調査をしておりませんで、18年度の実績になっております。23年度目標は95%というふうに思っています。

次に、18 ページですけれども、高知県の食育推進員の登録数と、土佐の料理传承人の選定数というふうに載っておりますが、県内の各地域で、郷土料理について卓越した知識や技術を有した伝承活動に取り組んでいる土佐の伝承料理人の掘り起こしを行ってまいりました。19年度には、新たに29名の個人・団体を選定いたしまして、また、新たに地域活動を通じて、食育の推進を行っていただく食育推進員拡大を図るなど、地域での活動実践者の拡大に取り組んでおります。一応、食育推進員さんの方の登録は19年度で終了して、これからは活動の拡充ということで行っていただきたいと思っております。土佐の料理传承人なのですが、これも一応、登録としましては19年度で終了しております。

次に、2)の「農林水産業の生産から販売に至る支援」ですけれども、これは、県の農林水産物の直販所の開設数と販売額になっておりますが、県内の農林水産物の直販所は、先ほど、園芸流通課の方からのお話がありましたけれども、消費者にとって、安心して新鮮な食材を入手できる場として、非常に支持されております。店舗数及び販売額も年々伸びておりまして、19年度の実績が141店舗で、販売額が70億まで伸びていますので、今後

も、消費者の信頼を支える直販所として対応していくために、食の安全・安心のための運営管理者研修会などを開催してきております。直販所の活動の支援を今後も行っていきたいと思っておりますが、19年度からは、直販所の管理者研修会に加えて、各直販所に農薬の適正使用をはじめとした事故を未然に防ぐために基本的知識を習得した安心係を配置していただくように、養成講習会を開催しております。

これは、農業振興部の園芸流通課、環境農業推進課の方の協力を得まして開催しております。昨年度は42の直販所で93名を養成いたしました。20年度も引き続き、安心係の講習会を実施し、ちょうど7月3日も講習会を予定しております。直販所などの安全係の養成講習会をさらに進めるために、昨年度、安心係の養成講習会を受けた方を対象に、発展講習会というのも併せて行うようにしてございまして、養成講習会と同じ日の7月3日に実施する予定となります。以上です。

(畜産振興課)

畜産振興課の下村と申します。よろしくお願ひします。それでは、19ページをご覧ください。(1)「食の安全・安心のための基盤づくり」、1)「危機管理体制の整備」ということで、畜産振興課として高原病性鳥インフルエンザの監視をおこなっております。19年度につきましては、18年度に引き続き、県内養鶏全農家の立入検査とモニタリング検査を年間480羽、これは毎月1戸につき10羽抽出して検査しております。月4戸というのは、県下を東部、中央、香南、それから幡多地区と4地域に分けて、そこから各、毎月1戸ずつ抽出して、その中から10羽抽出して抗体検査とウイルスその他の検査を行っております。

そのほかには、高原病性鳥インフルエンザが発生した際の緊急防疫体制について、人員配置計画と要員名簿及び防疫作業員動員日程表を作成しております。これについては、県下で一番大規模な養鶏場を想定して15万羽規模ですが、それが中央地域なんです、それと東部3万羽、西部3万羽といった、各地域で一番最大規模と思われる養鶏場を想定して、三カ所について作成しております。防疫体制については、家畜保健所が中心となることになると、人員配置については県庁あげての作業ということで、そのほかには市町村なり、関係機関等にもご協力をいただくようなかたちになりますので、それについて動員計画を作ったということです。

それと、昨年は、畜産試験場で発生農場での防疫作業を想定した防疫作業訓練を行っております。今年度につきましては、引き続き養鶏農場の全戸立入、モニタリングを行うということと、防疫作業員の動員計画表を更新すること、それと動員計画がスムーズに動くように、さらに防疫体制をブラッシュアップしていくことをしていきたいと思っております。

続いて、20ページをご覧ください。(2)「食の安全・安心対策の推進」、1)「生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備」ということで、①「生産段階における安全・安心」、②「安全・安心な畜産物の生産及び供給」ということで、畜産振興課として、産業動物診

療獣医師に対する指導と、畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導、牛の飼養農家に対するトレーサビリティ法に基づいた耳標装着等の指導、健康な家畜を出荷するという事で、自衛防疫を推進するという事で、ワクチン接種の推進ということを行っております。産業動物獣医師に対する指導につきましては、県下で19年度は10名ということになっておりますが、農業共済組合の獣医師が7名、産業獣医師が3名について動物用医薬品の適正な使用について指導を行ったということです。

続きまして、畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導ということで、牛、豚、鶏合わせて459戸について、家畜保健衛生所の定期巡回等によって随時、指導を行っております。牛の飼養農家に対する耳標装着の指導ということですが、これについては、農政事務所等のご協力もいただきながら17年度から継続して指導にあたりましたので、かなり定着しておりますが、これについては、定期巡回等を通じて今後も指導していくということです。

自衛防疫の推進ということで、ワクチン接種ということですが、19年度については、牛が3,926頭、豚が491頭、鶏が10,000羽ということで、若干、目標と18年度は下回ってしまいましたが、健康な家畜を出荷するという事で、ある一定の抗体レベルについては必要なことだと思っておりますので、推進していきたいと思っております。

続いて、21ページをご覧ください。③「食品等の検査及び検査体制の充実」、ア「生産出荷段階における農畜水産の検査」ということで、BSE検査、これが牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、と畜場に出荷された牛については全頭検査されておるんですが、と畜場に出荷されない、農場で病気等で死亡した牛については、24ヶ月齢以上の牛について、BSE特措法に基づいて全頭検査を行っております。これが、19年度の実績が229頭検査して、全頭陰性でありました。今後も、BSE特措法に基づいて継続していきたいと思っております。

続いて、下の段の(4)「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」ということで、関係機関等との協働、連携ですが、まず、BSEの検査について、先ほど申し上げました死亡牛の検査だけではなくて、家畜保健衛生所の立入検査によって、生きた牛についても中枢神経症状等のBSEの特徴的な症状を発症している牛がないかどうかを、大体、三カ月に1回、全戸を回るということで行っておるんですが、それについては家畜保健衛生所だけではなくて、NOSA Iの獣医師ら産業動物を診療されている獣医師さんにも協力をいただいて行っております。それから、先ほど申し上げた死亡牛のBSE検査については、検査の結果、万が一、陽性となった場合には、その牛は家畜保健衛生所で焼却処分をするということで、通常の産業廃棄物ということで、処理をしてはいけないということになっておりますので、その検査の結果が出る間、その農場に放っておくわけにもいきませんので、冷凍保管車を使って、回収と保管を同時にできる車両が高知県に二台あります。その運営について、肉用子牛価格安定基金協会と高知エコープサービスにご協力をいただいて、運営をしています。

それから、家畜衛生情報の収集ということですが、これは、先ほど申しましたNOSA Iの獣医さん、あるいは開業の獣医さん、後は、県外においては当然、農水省、あるいは中四国農政局、あるいは中四国の各県畜産主務課といった方々と随時、情報の収集と情報交換を行って、県内の動きに役立てております。それから、ワクチンの接種については、肉用子牛価格安定基金協会にご協力お願いします。以上です。

(水産振興課)

続きまして、水産振興課の方からご説明申し上げます。22ページをご覧ください。水産振興課の方では、主として養殖漁業を含みます海面漁業の生産全般の技術的な指導、それから漁業に関するもの、そういったもの、それから内水面漁業のほうを所管しています。また、流通販売面では、流通販売そのものを促進しているということに加えて、産地市場であります水産物産地市場を所管しております。それから、食品表示に関するJAS法を所管しております。そういった関係で、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、安心・安全に関わる調査といたしましては、私どもでは、貝毒に関する調査を行っております。19年度に関しましては、貝毒プランクトンの調査ということで、野見湾、浦ノ内湾、それから浦戸湾、合計180回の調査を行っております。その結果につきましては、当課以外に水産試験場、食品衛生課、あるいは保健所さんと情報共有をするようにしております。高知県下では、14年で野見湾でアサリの貝毒が発生して以降、県内での貝毒が発見はございません。

それから、下の欄で水産物の卸売り市場の関係ですけど、平成17年にすくも湾周辺のいくつかの漁業が合併をいたしまして、すくも湾漁協というのが発足しております。そのすくも湾中央市場というのを整備いたしました。これはかなり大規模で、県下では、唯一の高度衛生管理型の産地市場ということでございまして、水産庁の補助事業等も活用して整備いたしました。今後のモデル的な取組として、水産庁の方で優良衛生品質管理市場認定制度というのがございまして、ここは申請をするべく諸準備をしております。ここをモデル的に県下に広げていこうという考えでございまして、ご承知かと思いますが、この4月の1日に、県下の25の漁協が合併をいたしまして、高知県漁協というのが発足しております。産地市場は県下全部で47ございますけれども、高知県漁協の傘下に27ございます。そういった関係で、漁協の合併とともに産地市場の統廃合というのが、今後、課題として出てまいります。それが徐々に進んでまいりますのに合わせまして、市場を拠点的に整備をしていくということでございまして、それに合わせて高度衛生管理型の市場を少しでも広めていきたいということで考えております。

それから、23ページ、これは、水産用医薬品などの使用に関する指導の部分でございまして、魚病診断をしてほしいという依頼があった場合、あるいは防疫に関する会議、それから巡回指導等の機会を通じまして、年間180経営体ぐらいの指導をしておるという状況でございまして、それから、貝毒のことを再掲してございまして、貝毒等の調査

結果につきましては、海洋局、今年度から海洋部ですけれども、ホームページにて公開をさせていただいております。それから、24 ページをお開き下さい。流通販売の方ですけれども、ここの色のついた囲みの所にいくつか事例を載せてございますが、生産現場、あるいは漁協さん、生産者さんが取り組もうとしている、新たな流通販売の取組を支援をしております、代表例をここに載せてございますが、例えば、田野町のこれは釣りの鯖、ゴマサバですけれども、刺身食材として提供していけるような鮮度保持、船の上で活ジメをするとか、丘へ持ってきて丘でシメるとか、そういったことについて温度管理がどうか、あるいは作った後の品質がどうかというようなことについて、県の各機関が連携をして商品としてそれぞれのものに仕上げていくお手伝いをさせていただいたということでございます。

ほかに、清水の身近な鰹節であるとか、宿毛、それから大谷の鯛、そういったことにつきまして、主としてバックアップをさせていただくということで、20 年度以降に関しまして、主な取組みとしましては、先ほど申し上げました高知県漁協が合併をしまして、自ら水産物を仕入れ、自ら売るという取組みをしようとしておりますので、その代表的な例として、ある意味、直販所を漁協で設けるということでございますので、そこで少しでも鮮度のいいものを県民の皆さんに提供いけるような取組み、それから表示も含めまして、私どもも当然、可能なバックアップはさせていただくというつもりでございます。

(山根会長)

恐れ入ります、ちょっと時間を 10 分をオーバーしておりますので、要点を後…

(水産振興課)

はい。立入調査に関しましては、ここに記載しておりますように、医薬品に関しては相談がなかったということでございますが、JAS 法に関しましては、先ほども報告がありましたように 17 件の調査をしております。貝毒等につきましては、他県からの連絡につきまして、適宜、関係部署に連絡しております。

それからもう一点だけ、食育に関しまして、ここに記載をしてございませんが、各漁協の婦人部等を中心にしまして、学校現場での普及活動をやっております。地場の魚の使用率が少しでも高くなるように継続して努力をしていきたいと思っております。以上です。

(スポーツ健康教育課)

続きまして、教育委員会スポーツ健康教育課から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。時間がありませんので、簡単に説明します。資料の 26 ページをお願ひします。スポーツ健康教育課の食育の推進ということで、朝食を必ず食べる児童生徒の割合ということで、学校給食における地場産品の活用ということの 2 点を担当させていただいております。

まず最初に、朝食を必ず食べる児童生徒の割合については、平成 19 年度に関しては、小学生が 88.9%、中学生が 79.5%、高校生が 73.3%で、年齢が上がるほど割合が低くなっているという状況です。また、平成 18 年度と比較をいたしますと、小中学生では、約 2 ポイント増加しましたが、高校生では若干下がって横ばいという状況でございます。

次に、20 年度の計画ですが、これからの子どもの生活リズムの改善や望ましい生活習慣を育成するために、朝食を必ず食べるということを柱にいたしまして、学校・家庭・地域が連携して継続的な食育の取組を進めていくこととしております。

学校給食にける地場産物の活用でございますが、高知県は食品数ベースで平成 17 年度は 33%となっておりまして、全国平均の 23.7%を大きく上回っておりまして、全国第 4 位となっております。18 年度については、まだ文部科学省からの報告が公表されておられません、23 年度目標 40%以上を目指して取組んでいくことにしております。具体的なものを下書いておりますが、学校では、学校給食が「生きた教材」であるということと、食育を推進するために、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用の促進、二つ目としまして米飯給食の促進、米飯給食につきましては平成 18 年度は週に平均 3.6 回、平成 19 年度は週に 4.06 回というふうになっております。それから、三つ目としまして、地場産物を活用した魅力ある献立づくり、以上、これらの取組を通じまして学校給食における地場産物の活用率日本一を目指して頑張っていくこととしております。以上で説明を終わります。

(山根会長)

どうもありがとうございました。大変、多彩な取組を…時間が十分ではなかったと思いつながら、大変敬意を持ってお聞きした次第でございます。後のご都合もある委員の方もいると思いますので、4 時には終わりたいと思いつけれども、最後に副会長さんにおまとめをいただくということで、後、20 分でございます。是非、委員の皆さま方から一言でもご意見、ご質問等承りたいと思いつます。どうぞ、ご遠慮なくご発言下さい。

(田村委員)

先ほどの、内容とは変わりますけれども、日本の食糧自給率という問題が出てますよね。資料のどっかにもありますけれども、高知県の食糧自給率、カロリーベースで何%でしたっけ、それについて、行政はどのような評価をしているのか。これで十分と思われているのか、足りないと思われているのか。もし、足りないとしたら、どういう取組みをされるのか。ちょっと私、インターネットで調べた範囲では、日本の中でも進んでる県といますか、何県かそういう食料自給率を上げようという活動をされてるようなので、将来的には、取り組むことがあれば、というところを少し、教えていただきたいというふうに思いつます。

(山根会長)

政府もようやく最近になって、自給率を高めなきゃと発言をしていますけれども、そんな簡単な問題ではないのですが。ただ今のご質問についてどうでしょう。事務局の方。

後でお伺いいただくとして、農業士会の津野さん。農業者として、今のご質問を絡めていかがでしょう。

(津野委員)

農業者の立場から言わせてもらいますと、個人の農家というものはですね、お米に対しては 200%以上とか、僕は米農家とショウガ農家をやっていますので、すごく安心したというか、米倉には米がいっぱいあってというような状態になってるんですが。要するに、地産地消という推進が、自給率が上がるには上がるのではないかと、そのように考えております。要するに、地域の小さなコミュニティで、給食するとか、食べることが自給率につながるのではないかと。もちろん、今、原油の高騰もあって、僕自身の課題というのがエネルギーの問題ですね。実際は、農作物というのは、今、現行では石油製品になっている状況があります。要するに、どうやったら高知県が立ち上がっていくかという、進展を考えていかないといけないような気がいたします。

(山根会長)

ありがとうございました。農業問題、資源問題に取り組まれているようですが、今、田村委員さんと津野委員さんのご意見、事務局の方で、県の農業振興政策の実施、展望を。

(園芸流通課)

園芸流通課の杉本ですけど、私が答えるのが適当かどうか分かりませんが、地産地消課さんもおいでになっていますが、津野委員さんがおっしゃられたように、一つの考え方は、地産地消というのが一つ、大きな考え方ではあると思います。それで、既に地産地消課さんも5年後の目標を超えて、75億円になって、インショップさんのやつも入れると90億とかいう話を聞きますけれど、確か、5、6年ぐらい前までは20億とかそのぐらいで、いわゆる直販所が伸びて、そういうことで具体的な数字も出ませんけれど、多分、高知県の自給率は、そういうスーパーなどの量販店とかそういう所で県内産の意識をせずに県外産のお野菜などを買っていた方が、直販所を利用して地元の野菜を買っている方が増えている。人口は変わっていませんから、減っている、そういうことは言えるだろうなというふうに思います。

高知県の場合は、いわゆる700億円ぐらいの外貨を稼ぐ農業というのもやってます一方で、県の中では地産地消を進めて、県民は地元のを食べましょうと。もちろん、都会で野菜、農産物がある所がありますけど、そこへは、安全・安心・環境にやさしい農産物を売って外貨を稼ぐというようなことで基本的には進んでいるというふうに認識しています。答えになってないかもしれませんが。

(山根会長)

また後で、意見をいただければと思いますが、フランスなんかは、120%の自給率ですから。日本は今こそたちかえらないと。今は核兵器よりも食料兵器と言われる 21 世紀の状況が目目の当たりに迫ってきています。大変重要なご指摘をいただけたかと思えます。

ほかに委員の…特に公募で、井上委員さん、林委員さん、三谷委員さん、ご質問、どうぞ。

(井上委員)

先ほど、県の方から各担当からお話を聞いておりました、いろいろ農林水産物とか、そういった製品の PR とか、あるいはそういった生産支援活動につきまして、消費者側からは、かなりありがたいなというふうに感じたんですけども、質問というのは、最近言われている偽装問題のことなんですけれども、基本的にいえば、生産者あるいは当然消費者もですが…最終的には利益を上げなくてはならないという条件があると思うんですけど、そういう時に費用の中でのゆとりというのは大変だと思いますし、それと、そういった生産者が私たちにも、そういった生産側の問題点を報告というか情報を出していただいて、それによって消費者もこういう内的なものも知ったうえで、お互いの問題点を共有しながら前向きにいければいいかな、ということを感じました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

(川村委員)

ご発表いただいた中で、食品の中に含まれる健康食品の問題について、私が聞き逃したかもしれませんけれども、なかったもので、今の健康ブーム、メタボ対策等々のなかで、現実には、一昨年ぐらいからいわゆる薬剤師、薬局等々におきまして、いろんな所で問題になってるのは、医薬品というのは、これは治療目的でございますので、健康食品みたいなはないんですけど、現実、さも医薬品のように言われてる食品があったり、それも形が従来のようなサプリメント的なものではなくて、例えばわかりやすくいうと朝鮮人参のようなものが、ある時は医薬品で売られていたり、ある時は食品で出たり、例を挙げればきりがないんですけども、それが実は、薬剤師…薬局にそういういろんな所に問題が出て、聞きに行かれる方が多くて、いろんな健康ショップでもそういうものが出ているんですけども、実は、専門家があまりいない。薬剤師に聞かれても、薬剤師の方では、これについてはあまり対応ができないということで、ある意味では、そういう研修会を開いておられるようなんですけども、実はそういう所にちょっと呼ばれて、これはいかなと一昨年ぐらいから思ってるんですけども、高知では幸いにしてそういう事件も今まで、他県程にはなかったように思うんですけども、これからそういうことがあり得るのではないかと

うふうに予測されますし、この協議の中で、健康食品、医薬品との違い、漢方のブームでも今、出てきておりますし、この中できちっと対応をどうしていくか。啓蒙活動、教育も含めて情報発信をどうするかというところについて、お考えいただけたらというふうに思いますけれども、その点については、いかがでございましょうか。

(山根会長)

いかがでしょうか。食品と特殊機能食品の狭間の問題で、通販なんかでいろいろ問題が起きていますが。

(食品・衛生課)

食品・衛生課でございますけれども、健康食品の中に問題があるのは、医薬品の成分が入っておって、健康被害が起きるという例が中国からの輸入、ダイエット茶ですとか、そういったものがございました。高知県は、幸いに被害事例というのは、私の記憶が正しければ何件かはあったと記憶してはいますが、お茶であったと思いますが。そういった事例が国の方からの情報が入ってまいりますし、国の方に対しても、そういった事例があればすぐに報告をするようになっております。大変、先生も言われていたように、健康食品と医薬品との形状が今、大変見分けにくくなっているというのも事実でございます。そういった健康食品でカプセル状になっているものですか、錠剤になっているものというのも販売されているというのも現実でございますので、そうしたことにつきましては、消費者に対して情報を発信していくということが大切じゃないかというふうに考えています。

具体的に、取締りとか、そういったことになりますと大変難しい面がございます。中に医薬品成分が入っておって、健康被害が起きたということを実証していかんといかんわけですけれども、なかなかその辺りが検査技術的なものもございまして、なかなか難しい面もあるというのが今、現状ではないかというふうに思っています。

(山根会長)

ありがとうございました。

(川村委員)

すみません、今、非常に、海外に出かけて行って、直接買って来たものが、直販所ではないんですけども、家庭販売のようなかたちで売っているようなお店もちょっと増えてきたように思うわけですね。その辺りをどういうふうにすればいいか、今、載せてませんけれども、お菓子なんかにしても、私どもは海外に出る時にあるお菓子をそのまま日本のお金を、円をやって売っているという事実上市内のお店が出てきているような所があるんですが、あの辺りに、実際、どういうチェックがかかっているのかというのも分かりませんので、その点も踏まえて、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(山根会長)

ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

(濱中委員)

食品の安心・安全を私たちがこれだけ一生懸命になっているのに、世間ではまた、この間、お肉とか、お料理とか、そんなのが流されて、皆さんが食べさせられた挙げ句の果てに、今度はまた、ウナギということで、そのウナギも国産と偽ってどんどん売られたわけですね。そのなかで、食べちゃった人たちはどうするんだ。私たちは消費者の立場で考えても、儲けるためにやった人は、何だらかんだらとテレビで言うておりますけれども、今、あちらの先生がおっしゃったサプリメントも一緒ですけども、こういう業者が勝手に輸入をどんどんしてくれば、私たちがどんなことをしてでもお金儲けのために流れてしまうと思うんですよね。そこをやっぱり、国が少しセーブしていただかないと、これはいくら経っても終わらないと思うんです。サプリメントとか、お菓子とか、そんな問題だけでなく、今からどんどん、どんどんこういう問題が増えていくと思うんです。そして、騙されて食べちゃった、お腹に入れちゃった、もし何かあったら、ギョウザの騒ぎじゃありませんけれども、そんなになってから騒いでも後の祭りだと思うんです。

私、いつも考えてるんですね。これだけ、地産地消と言ってみんな叫ばれて、日本全国が一生懸命になっているなかで、そういう一人、二人の業者がまやかしいものをどんどん仕入れてきて、お金儲けのためにどんどん売ってるわけですね。はっきり申し上げて、今、スーパーへ行って、食品見てみますと、裏をひっくり返したら中国商品が多いんですよ。らっきょう、梅干し、漬物、本当に。会社は何々会社と日本の会社です。しかし、中身が現在では中国製と書いてございます。私は、いつも家の方でも言うてるんです。商品に騙されないように、消費者が賢くならないとどんなものを食べてしまうか分からないよ、と私は言うてるんですね。私たちは、先ほど、水産業のことでねり物の中に土佐でとれないタラが入っていたというのを申し上げておりましたけれども、そんな小さな問題とまた違う、大きなこの中国の品がどんどん、どんどん入ってくることをもう少し、日本の国民として、皆さんに真剣に考えてほしいなど、私は思っております。

(山根会長)

はい。ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

(三谷ふきえ委員)

ちょっと、話が埼の方に戻ってしまうかもしれませんが、食料自給率のことなんですけれども、国としての食糧自給率というのが現在 39%で、高知県の食糧自給率は 44%です。国の平成 27 年の食糧自給率の目標は、45%となっています。先ほど食料自給率をアップするためにはどういった手立てがあるのでしょうかということで、先ほど津野さんが地産地

消ということもすごく有効な手立てだと発言されましたけれども、私も本当に身近な手立てとして、地産地消というものを、自分の所のものを自分で消費していくということが本当に日々の生活において、一番身近でみんなにも伝えやすい手段だと考えています。例えば、普段の買い物で食糧自給率を意識した、地産地消ということ意識した買い物の選択ということもすごく身近で考えていかねばならないことだと思います。

また、毎月 19 日を食育の日と設定しているということもこちらで勉強させていただきましたし。そうしたことも本当に、身近で食の地産地消イコールそれが発展して、国としての食糧自給率アップにもつながるということの部分をもっと皆さんに PR するというか、周知、知っていただくということも必要だと思いますし。例えば、スーパーとかの買い物の中に直販のいろんな直販のコーナーとしてあったりすることがすごくありがたいと思っていますし、新鮮ですし。そうしたなかで、例えば、減農薬の栽培であったりとか、有機栽培のお野菜であったりとか、そういったこととかが分かりにくいんですね。実際、それの中身というか、どういったことがメリットとしてあるのか、減農薬と、有機栽培なら有機栽培とか、その違いは何なのかとか。そういったことを具体的に消費者の側として分かりにくいかなというところはありますし、せっかくのこういった認証制度ということもありますので、もっと分かりやすいかたちで、消費者にとって分かりやすいものを提供していくということもすごく大事なのかなということ。

後、今も大豆とかで、「遺伝子組み換え操作をしていません」というようなことがありますけれども、今現在、本当にアメリカでは、とてもそれはできない、コストもかかるし、手間もかかるし、実際それをしてることがなかなか、本当に世界情勢で見ても難しい。また、そういったことで大豆を取扱っている企業とかも本当に海外で別の所にそういうところがないか企業も探してるんですね。そうした、自分たちが追い求めている安心・安全とするものは、世界的な目で見ると、大豆ひとつにとってもすごく難しくなっているということ。

そして、温暖化のこともありますが、お魚とかも、今まではこの時期にはとれてなかったものが今、捕れてるんですね。考えられないような形で捕れている。それは結局やっぱり、温暖化ということとかが本当に大きいんですけども、海面とか海温が上がって、今までは捕れていなかったお魚が捕れるようになって、それがどういうふうな形で影響するのか、今まではそんなものがなかったものが増えているので、食料は本当に世界的な規模で考えていかなきゃならない、また見ていかなければならない、そのための身近な手立てということも考えていかなければならないということも、すごく感じました。今日はありがとうございました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。大変、グローバルな視点から正確なご意見をいただき安心しております。どうぞ。

(中澤委員)

私たち消費者グループで市内の農業の方との交流会がありまして、いろいろお話をしました。それと、窪川の四万十にも勉強にも行きました。それで、市と村とそここのところの小さいのグループ、やっぱりそこを活性化していくことが、地産地消にもいいことではないかということが私たちは分かりました。

市内の農業の方ともお話ししましたが、皆さんおいでの方が、非常に不安を持ってらっしゃるといことが分かったんです。それで、「農業は高知市はだめだ」って本人が言われたんです。それで私たちはびっくりしまして、「どうして」ということでお聞きしましたら、後を継いでくれる者がいないということでした。市内をずっと見渡してみますと、やはり休耕田が非常に多いという、これを何とかならないかと、私たち消費者グループでもお話をいろいろしました。やっぱり、団塊の世代の方が農業をされるというのは非常に恒常的にされておりますが、ただ、仕組みがですね、その方たちがいつも農業に取り組めるかどうかという行政の仕組みの問題ですね。それをやはりきちんとしていかないと、やはり農業をしたくてもできないんです。遊んでいる土地があるということで、やはりそういう人たちも勉強して、そういうところを皆さんが農業に携わっていくということを非常に私はいつも話しますし、そういうことで携わっていけば、各グループで活性化をして、地産地消もいけるのじゃないかということで、農業団体の方のお話で非常にショックになりまして。

地元のあぐりの方は…四万十の方は非常に活性化されて、本当にみんな、力を合わせてカントリー版で一つの貯蔵をしてどんだん量販店にお米を出してましたので、やっぱりそういうやり方によって地産地消も活性化していくことが、大きなひとくりではなくて、小規模のものは集まって活性化していくという状況をつくっていただけたらどうかと。県の方たちもそういう仕組みをつくって、みんなが参加のできる、そこへまた消費者グループが行ってお話も聞けると。

今、私たちは婦人部、生産者の婦人部と交流しています。いろいろお話も聞かせていただきますし、非常に前向きで本当に関心する位働いています。そういう小規模の所へ一つ大きく集まって、大きな力になるということが、私は将来考えていかないと、多分、農業というのは、高知県の農業自体が非常に今困った時期に思うんです。それは体験でお話を聞いています…

(山根会長)

ありがとうございました。知事さんに聞いていただきたいような話でありました。草の根に生きる消費者と生産者がしっかりと手をつないで、この審議会としてもアクション、行動、運動も生産部分に踏み込んでいかないといけないんじゃないかと。本当の安心・安全の食を守るというのが、そこに踏み込むのができない時期にきているというご指摘ではないかと思えます。更には、共生しているような高知県づくり、そういう方向を示唆して

いただいたように思います。ほかに、ございませんか。どうぞ。

(佐野委員)

せっかく参加させていただいていますので、一点。今日の会でお話をさせていただかなくてもいいです。先ほど出たように、農家も生活かかっています。そのなかで、今、活気があるのは、先ほどからだんだんできていますように、地産地消の段階では確かに、高齢者とか女性の方、あるいは若い方でも地元へ出される農家の方はだんだん、スーパーの部分から比べて、直販所が増えたことによって、そこら辺りで力をつけてきて、売上が伸びております。一方、先ほど杉本さんの方からあったように、高知県の場合は長らく外貨を稼いできて、本当にそれで生計をたてておる農家がおるんです。そういう両方の面から見て、本当に日本の食の部分でどう消費者に理解して、買っていて、作る方は生業としてできていくかたちを描いていけるようなかたち、国策でないと、なかなか今の食の安全・安心を語っても、先ほど言ったように、中国の問題とかいろいろ出てくると思うんです。それではなかなか守れないようなかたちになりますので、できれば今日、国のほうで農政事務所の方も見えておりますが、国としての部分のところを一度、この場で…次回でかまいませんので、ご発言していただければありがたいかと、自分達は思います。

(山根会長)

もっとたくさんご意見を聞きたいんですが、実は、今日は時間をオーバーしてしまいました、司会の大変不手際をお詫び申し上げます。事務局の方で、次回、先ほど要望がありました国の政策論等、委員の方々との交流をひとつやっていただきたいのと、時間配分等もご検討していただいて、委員の方々の声をつぶさにお聞きできるようなご配慮をいただきましたというふうに思っております。

最後に事務連絡といたしますか、その他の所で別役さんですか、何かございますか。

(事務局)

すみません。次回の審議会の予定は、平成 21 年、20 年度の末を予定しております。2 月か 3 月ごろを予定しております。時間配分等もまた、検討いたしますので、よろしく願いいたします。

(山根会長)

ありがとうございました。最後に、副会長の針谷委員さんから、今日の論議の集約をしていただきまして閉会にしたいと思います。

(針谷副会長)

大きな課題で集約はできません。県のほうから 1 時間以上いろんなご報告をいただきま

した。実施率 100%を超えるということで、いろいろな取り組みがすすんでいるということを実感いたしました。

でも、環境のことを考えた時に、流通している食べ物が非常に多様化している。そして、情報も非常に多様な情報が出ている。それを、いろいろな経験ができない人たちが情報を選択していかなくちゃいけないという今の社会情勢の中で、消費者教育をどうするかという課題というんでしょうか、食育基本法にありました健康な食の選択という力をどうつけていくかというのが大きな課題になってきているのではないかということで、地産地消のことを含めてですけれども、思いました。卑近な例ですけれども、私、学生達と一週間の食事調査をして、買って来たものは10点、これは外への依存度なんです。それで、そのまま食べれるような牛乳とか、果物なんかは6点、自分で手作りしたものを…とはいってもいろんな手はかかっているんで、2点という評価をつけて自分の外部依存度はどれぐらいあるのかというのをやりました。そしたら、学生たちはだいたい8点ぐらいで、ほとんど外部に依存しているというような実態を含めて、この子供達が次を荷う若者であるわけです。やはり、食の選択力をどういうふうに市民がつけていくかという課題が大きな課題ではないかというふうに通感いたしました。以上です。

(山根会長)

では、以上で本会議を終わりたいと思います。委員の皆さま、また事務局の皆様に厚く御礼申し上げます。

(事務局)

はい、ありがとうございました。会長さん、副会長さん、ありがとうございました。また、今日、いろいろとご意見をいただきましたので、検討をさせていただきたいと思えます。それで、事務局としてまして、時間も若干超過しましたが、時間配分につきましても、次回は検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。委員の皆さま方、関係者の方々、本当にお疲れでございました。以上で、この審議会を終わります。ありがとうございました。